

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月28日

茨城県監査委員	半	村	登
同	西	野	一
同	深	谷	一 広
同	羽	生	健 志

(注意事項)

監査対象機関名 県立消防学校	監査実施年月日 令和2年12月2日
○監査の結果 プールサイドシート張替修繕において、公所長に委任された歳出予算の執行限度額を超えて執行したことは適切でない。	
○措置状況 消防学校において、担当職員等に財務規則等関係法令を再確認させるとともに、事務処理の際のグループ内の相互チェックにより、関係法令等に沿って業務を行うことを徹底し、疑義が生じた場合は、主管課等にも再度確認することとした。 また、予算令達元においても、予算令達前に、執行予定金額と内容確認を徹底することとする。	
監査対象機関名 県西農林事務所	監査実施年月日 令和3年1月8日
○監査の結果 土地改良事業により取得した土地及び工作物について、公有財産異動報告を直ちに行わなかったことは適切でない。	
○措置状況 事務分担上、公有財産の異動報告について明確にした。 また、担当・副担当職員、担当課長、更には、工務課職員を加えて複数名で財産確認のチェックを行う体制を整えた。 今後は、進行管理表を作成するなど目に見える形での進行管理を徹底し、適切な財産管理に努める。	
監査対象機関名 農業総合センター農業研究所	監査実施年月日 令和2年12月24日
○監査の結果 工作物の異動報告について、昨年度の監査において報告漏れにより指導を受けたにもかかわらず、本年度の監査の直前まで改善されていなかったことは適切でない。	
○措置状況 監査の結果に基づき講じるべき措置について、処理期限を明記した監査結果報告書を所内に回付し速やかに措置するとともに、事務引継書に監査結果の項目を設け、所内でのチェックを徹底した。 また、工事・修繕に係る予算執行及び財産管理の各担当者間でチェックリストを共有するとともに複数の職員が相互に処理状況を検証することにより、公有財産の異動報告に遅延・遺漏がないよう徹底し、適切な財産管理に努めることとした。	
監査対象機関名 常総工事事務所	監査実施年月日 令和3年2月19日
○監査の結果 道路巡回調査委託業務において、変更契約手続を行わず、契約に定める委託料の限度額を超えて支払を行っていたことは適切でない。	
○措置状況 道路巡回調査委託業務については、業務担当職員及び経理担当職員の茨城県財務規則等の関係法令に係る認識の欠如により発生したことから、速やかに当該法令等を再認識し、適正な事務事業の執行に努める。 また、担当課の職員のみならず経理担当職員の確認を徹底し、二重三重の確認を行い、業務を遂行している。	
監査対象機関名 境工事事務所	監査実施年月日 令和2年11月20日
○監査の結果 空調設備改修工事により取得及び撤去した工作物について、茨城県公有財産事務取扱規則に基づく異動報告及び処分報告を直ちに行わなかったことは適切でない。	
○措置状況 公有財産事務に係る法令、規則の周知に努め、庁舎や工作物等の取得・変更・処分にあたっては、その執行を伺う段階から必要となる各種報告書類の一覧表等を添付し、担当者以外の副担当者や責任者といった複数人でのチェックの実行と情報の共有化を図り、併せて定期的に財産台帳を確認することで、再発防止に努める。	